

道産水産物の持続的活用促進事業委託業務  
企画提案指示書

第1 業務名

道産水産物の持続的活用促進事業委託業務

第2 目的

海洋環境の変化などにより、サケやサンマなどの本道主要魚種の漁獲量が減少する一方、マイワシ、ブリ、ニシンの漁獲量が増加している中で、新型コロナウイルス感染症の影響により道産水産物の価格が低下している。このため、近年漁獲量が増加している魚種を有効活用しながら道産水産物の消費拡大を図る必要があることから、これらの魚種を対象に飲食店等におけるメニューフェアを実施するほか、フェアを通じた道産水産物の普及啓発を行い、更なる消費の拡大を図る。

第3 委託業務の内容

詳細は、道産水産物の持続的活用促進事業委託業務実施要領のとおり

1 対象魚種

次の魚種のうち、北海道で水揚げされたもの。

マイワシ、ブリ、ニシン

2 フェア実施時期、期間

対象魚種毎に旬の時期等の適期に開催し、最適な開催期間を設定すること。

ただし、対象魚種毎に開催期間は1ヶ月程度設けること。

なお、マイワシは9月、ブリは10月、ニシンは2月に実施することを想定している。

3 フェア実施地域、店舗数

(1) 実施地域

主要消費地として札幌、旭川、函館、帯広、釧路、苫小牧、小樽、北見、江別の各都市圏において募集を行うこと。また、フェア対象魚種の産地においても募集を行うこと。具体的には沿海（総合）振興局所在地である稚内、留萌、江差、室蘭、浦河、根室、網走を想定している。

なお、参加店舗募集の結果、道内の他地域からの応募があった場合は原則受け入れること。

(2) 店舗数

対象魚種毎に300店舗以上とする。

3 主な業務内容

「道産水産物の持続的活用促進事業委託業務実施要領」のとおり。

(1) フェア広報業務

(2) 参加店舗募集等フェア運営業務

(3) フェアメニュー開発用試供品の飲食店への提供

(4) その他フェア開催に必要な業務

#### 第4 委託期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月20日（月）までとする。

#### 第5 予算額上限

15,559,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### 第6 審査基準

次の項目について、評価を行うので、十分留意のうえ、企画提案書を作成すること。

##### 1 業務遂行能力全般

###### (1) 基本理念

道産水産物の消費拡大に関するビジョンはあるか。

###### (2) 応募動機

当該業務に対する取組意欲は感じられるか。

###### (3) 業務遂行の基盤

①業務の遂行体制に問題は無いか。

②飲食店等における大規模なフェアの開催に関する能力はあるか。

③新型コロナウイルスによる飲食店への影響や道産水産物の生産・消費動向等の知見はあるか。

##### 2 企画提案内容

###### (1) 業務計画

業務を適切に実施できるスケジュールとなっているか。コロナウイルス感染症の影響は十分考慮されているか。

###### (2) 参加店舗の募集

参加店舗の募集方法は目標の達成が可能な内容となっているか。

###### (3) フェア広報業務の実施

実施要領記載の広報業務について、提案内容は適切で効果的か。

###### (4) 持続可能な道産水産物のPR

持続可能な道産水産物のPRについて具体的な提案がされているか。

#### 第7 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望するものは、参加表明書及び添付資料を提出すること。

- 1 提出書類 参加表明書、添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）
- 2 様式 別添様式による
- 3 提出部数 1部
- 4 提出期限 令和4年4月26日（火）17時（必着）
- 5 提出場所 第9の4のとおり
- 6 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による

## 第8 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- 1 提出書類 企画提案書、付属資料
- 2 様 式 企画提案書、付属資料ともにA4サイズ、任意の様式とする
- 3 提出部数 企画提案書、付属資料ともに8部  
※1部は提案者名を記載し、残りの7部には提案者名を記載しないこと  
また、企画提案書の文中には提案者名を記載しないこと
- 4 提出期限 令和4年5月11日（水）17時（必着）
- 5 提出場所 第9の4のとおり
- 6 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による

## 第9 その他

- 1 公募手続きにおいて使用する言語、通貨  
日本語、日本円

### 2 無効となる提出書類

企画提案書及び付属資料が、次の事項の一つに該当する場合は無効となることがある。

- (1) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

### 3 その他

- (1) 全ての提出書類の作成・提出にかかる費用は、提案者の負担とする
- (2) 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用しない  
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある
- (3) 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある
- (4) 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない
- (5) 全ての提出書類は返却しない
- (6) 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする

### 4 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎11階）

北海道水産林務部水産局水産経営課水産流通係（担当：原田・上條）

電 話 011-204-5464（直通）

ファクシミリ 011-232-8904

# 道産水産物の持続的活用促進事業委託業務実施要領

令和4年4月5日

北海道水産林務部水産局水産経営課

## 第1 目的

海洋環境の変化などにより、サケやサンマなどの本道主要魚種の漁獲量が減少する一方、マイワシ、ブリ、ニシンの漁獲量が増加している中で、新型コロナウイルス感染症の影響により道産水産物の価格が低下している。このため、近年漁獲量が増加している魚種を有効活用しながら道産水産物の消費拡大を図る必要があることから、これらの魚種を対象に飲食店等におけるメニューフェアを実施するほか、フェアを通じた道産水産物の普及啓発を行い、更なる消費の拡大を図る。

## 第2 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

## 第3 委託期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月20日（月）

## 第4 業務内容

委託する事業は次のとおりとする。

### 1 対象魚種

次の魚種のうち、北海道で水揚げされたもの。

マイワシ、ブリ、ニシン

### 2 フェア実施時期、期間

対象魚種毎に旬の時期等の適期に開催し、最適な開催期間を設定すること。

ただし、対象魚種毎に開催期間は1ヶ月程度設けること。

なお、マイワシは9月、ブリは10月、ニシンは2月に実施することを想定している。

### 3 フェア実施地域、店舗数

#### (1) 実施地域

主要消費地として札幌、旭川、函館、帯広、釧路、苫小牧、小樽、北見、江別の各都市圏において募集を行うこと。また、フェア対象魚種の産地においても募集を行うこと。具体的には沿海（総合）振興局所在地である稚内、留萌、江差、室蘭、浦河、根室、網走を想定している。

なお、参加店舗募集の結果、道内の他地域からの応募があった場合は原則受け入れること。

#### (2) 店舗数

対象魚種毎に300店舗以上とする。

### 4 業務処理計画書の作成

本要領を踏まえ、業務処理計画を作成すること。

業務処理計画書には、業務概要、実施内容（広報業務・参加店舗募集方法・試供品提供方法・運営体制等）、業務行程表、業務組織計画、打合せ計画、連絡体制の他、必要な事項を記載すること。  
また、業務処理計画書に変更がある場合は業務担当員と協議し、変更計画書を提出すること。

## 5 フェア広報業務

本フェアについて道民に広く周知を行い、フェアへの参加や対象魚種の認知度及び購買意欲向上、参加店舗の集客力向上に繋がるPRを実施すること。専用ホームページやSNS、動画配信サイト、各種メディア等の媒体を活用し、広い世代の道民に周知すること。また、フェアと連動して持続可能な道産水産物の消費喚起を図るため、各種媒体を活用してPRを行うこと。

### (1) フェア名称案の作成

令和3年度に実施した「とれてます！Oh！！さかなフェア」を参考にした上で、フェアの趣旨を端的に伝え、SNS上で扱いやすい名称（愛称）やSNSで使用するハッシュタグの提案を行うこと（複数提案可）。

### (2) 専用ホームページの作成

フェアの広報や情報を掲載するための専用ホームページを作成し、委託期間中の管理、更新を行うこと。

- ・専用ホームページにはフェア参加全店舗の提供メニューや営業時間等の情報を掲載すること。
- ・発注者が作成を予定している、マイワシ、ブリ、ニシンのレシピリーフレットについてPRを行うこと。
- ・各フェアの実施後は開催状況をとりまとめて掲載すること。
- ・持続可能な道産水産物の魅力を発信するコーナーを作成すること。

### (3) 多様な媒体を使用した広報

- ・TV、新聞、インターネット広告等を活用し、広く道民へフェアを周知すること。
- ・Twitter、Facebook、YouTube、Instagram等SNSを活用してフェアを周知すること。
- ・各広報媒体の連携を図り、PR効果を高めるよう工夫すること。

### (4) PRポスターとパンフレットの作成及び配布

参加店舗や公共施設及び水産関係団体施設等に掲示しPRするためのポスターとパンフレットを作成し配布すること。

### (5) フェア参加店におけるPR資材の作成

フェア参加店舗がフェア期間の宣伝に活用できるよう三角柱やステッカー等のPR資材を作成し配布すること。

### (6) フェア参加者増加の取り組み

多くの人々が複数の参加店舗を訪れるよう、フェアごとにSNS等を活用したキャンペーンを実施すること。

### (7) 持続可能な道産水産物のPR

ホームページやSNS等を用いて、漁獲増加魚種やエコラベル取得水産物などの「持続可能な水産物消費」についてPRを行うこと。

## 6 フェア参加店舗募集業務

フェア参加店舗の募集を行い、応募店舗の取りまとめを行うこと。釧路地域の募集にあたっては、釧路総合振興局産業振興部水産課とも連携して実施すること。また、募集に際しては一般社団法人北海道全調理師会の協力の下、会員への参加の呼びかけも実施する。

参加店舗情報については随時発注者と情報共有し、最終参加店舗を一覧にとりまとめて提出すること。

- 7 フェアメニュー開発用試供品の飲食店への提供  
メニュー考案のための試供品（原材料）については、1 魚種 1 店舗あたり約 2,000 円を上限に提供することとし、提供方法は飲食店が購入した原材料費の費用弁償によるもののほか、受託者が自ら原材料を購入し、参加店舗へ配布するなどして実施すること。
- 8 新型コロナウイルス感染症への対応  
新型コロナウイルス感染症対策について、参加店舗に国や道の示すルールへの遵守を徹底させること。  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策等により実店舗でのフェア実施が困難となる場合を想定し、テイクアウト及びデリバリーを主体としたフェアの実施と PR 方法などの代替案を予め計画に盛り込むこと。  
なお、フェア実施の可否や計画の変更については、業務担当員と協議して決定すること。
- 9 事業成果のとりまとめ  
本事業の成果について、参加店舗等にアンケートを行い、取りまとめ及び分析を行うこと。  
アンケート内容については、事前に業務担当員と協議すること。
- 10 報告書作成  
本事業の実施内容と結果について整理し作成すること。
- 11 その他フェアの実施に必要な業務

## 第5 成果品

### (1) 成果品

次表に掲げるものを作成し、提出すること。

名称	規格	部数	適要
報告書	製本A4版	3	業務内容・成果を整理し記載すること。
	PRパンフレット等	1	作成したPR資材の現物を保管可能な形で提出すること。
	CD-R又はDVD-R	1	製本の内容を編集可能な電子データで保存。 PR資材のデザイン及び専用ホームページ等の電子データを保存。 アンケート調査結果原本の電子データを保存。

### (2) 提出先

北海道水産林務部水産局水産経営課水産流通係

## 第6 打ち合わせ

打ち合わせの内容及び時期、場所については下表のとおり。

回数	打ち合わせ内容	場所	時期
1	業務計画書内容打ち合わせ	水産林務部水産局水産経営課	業務処理計画書提出時
2	店舗募集結果打ち合わせ	水産林務部水産局水産経営課	店舗募集締め切り後
3～5	フェア実施前打合せ	水産林務部水産局水産経営課	フェア実施前（魚種ごと）
6～8	フェア実施後打合せ	水産林務部水産局水産経営課	フェア実施後（魚種ごと）
9	成果品打ち合わせ	水産林務部水産局水産経営課	業務成果とりまとめ後

## 第7 その他

本要領に記載の無いことについては、必要に応じ業務担当員と協議して定める。